

「STOP!!死亡災害 2022」活動 実施要綱

実施趣旨

死亡災害の増加が著しい製造業及び死亡災害の4分の3が墜落・転落災害であり、昨年熱中症により死亡災害が1人発生し、本年においても、さらに増加することが懸念される建設業の死亡災害の発生を抑え込み、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げた死亡災害を年間51人以下とするため実施する。

1. 対 象 製造業及び建設業
2. 実施時期 令和4年6月・7月・8月の3か月間

3. 製造業に対する死亡災害防止緊急対策

ア 局署幹部による要請

局署幹部が管内主要企業等へ赴き、期間中における自主的な安全衛生管理活動の強化について要請する。

イ 監督指導・個別指導

集中的に監督指導・個別指導を実施する。

ウ パトロール

(ア) 署において、工業団地等の工場が集中する地域を巡回パトロールし、下記オの重点指導項目の徹底を呼びかける。

(イ) 局において、フォークリフト及びクレーンを有する事業場に対し、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会大阪府支部及び一般社団法人日本クレーン協会近畿支部との合同パトロールを実施する。

エ 広報等について

(ア) 局において、公益社団法人大阪労働基準連合会が発行する「基準月刊」に本対策の実施に関する広報を行う。

(イ) 署において、各地区労働基準協会等が発行する機関誌において、製造現場での労働災害防止の留意点等について広報を実施する。

(ウ) 局署において、リーフレット「製造業の死亡災害が急増しています！」を活用の上、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

(エ) 局署において、リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を活用の上、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

オ 労働災害防止対策に係る重点指導項目について

- (ア) 作業開始前のKY活動を実施すること
- (イ) クレーン等の危険作業において、有資格者を配置すること
- (ウ) フォークリフト作業時における作業計画を策定し、遵守すること
- (エ) プレス作業などの危険作業における安全装置の有効使用を徹底すること
- (オ) 機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置を徹底すること

4. 建設業に対する死亡災害防止緊急対策

ア 集中的に監督指導、個別指導を実施する。

イ 署において、監督署幹部と建災防大阪府支部各分会パトロール班との合同の啓発パトロールを実施する。

ウ 安全衛生労使専門家による、パトロールを実施する。

エ 広報について

(ア) 局において、建災防大阪府支部発行の機関誌（7月号）への広報を行う。

(イ) 局署において、リーフレット「命綱 GO 活動」を活用し、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

(ウ) 局署において、リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を活用の上、監督指導・個別指導、集団指導等のあらゆる機会をとらえて、死亡災害防止について注意喚起を行う。

オ 災害防止対策に係る重点指導項目について

- (ア) 作業開始前のKY活動を実施すること
- (イ) クレーンの運転、足場の組立等の危険作業において、有資格者を配置すること
- (ウ) 足場の手すり設置、開口部の養生などの墜落・転落防止措置を徹底すること
- (エ) スレート屋根上の作業における、踏み抜き防止措置を徹底すること